

# 家族従業者の働き分を認めない 所得税法第 56 条の廃止を求める請願

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿

年 月 日

## 【請願趣旨】

所得税法第 56 条は、「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いが必要経費に算入しない」（条文趣旨）として、家族従業者の働き分（自家労賃）を経費として認めないことを規定しています。

白色申告の場合、事業主の所得から、配偶者が年間 86 万円、家族が同 50 万円を控除されるのみで、時給に換算すると最低賃金にも及びません。このため、自営業者の配偶者や家族は、社会的にも経済的にも自立しにくく、社会保障や行政手続きなどで不利益を受けています。後継者育成にも大きな妨げとなっています。

政府は「青色申告にすれば給料を経費にできる」（所得税法第 57 条）と言いますが、税務署長に届け出て、認められなければなりません。働いている実態があり、商売に応じた記帳を行っているにも関わらず、申告の仕方によって、納税者を差別しているのが実情です。

明治時代の家父長制的「世帯課税」を引き継ぐ 56 条は、日本のジェンダー差別の根幹に関わる問題でもあります。人権問題として、差別的税制をこれ以上放置せず、家族従業者の労働の社会的評価、働き分を正當に認めるため、56 条は廃止すべきです。

いま、560 を超す自治体が「56 条の廃止を求める意見書」を国にあげています。男女平等を求める国内外の女性運動との共同・連帯で、国連女性差別撤廃委員会が「所得税法の見直し」を日本政府に勧告し、日本弁護士連合会（日弁連）や税理士団体からも意見書が出されるなど、世論と運動が広がっています。

以上の理由から、下記の項目を強く要望します。

## 【請願事項】

### 1、所得税法第 56 条を廃止すること

氏 名	住 所（〇〇県△△市□□町 1-2←番地までお書きください）
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県

全商連婦人部協議会

〒171-8575 東京都豊島区目白 2-36-13 電話 03-3987-4391 FAX 03-3988-0820

取扱団体

2023 年 1 月